

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成16年10月
(第2回訂正分)

株式会社チップワンストップ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年10月1日に関東財務局
長に提出し、平成16年10月2日にその届出の効力は生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年9月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年9月21日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500株の募集の条件及びブックビルディ
ング方式による売出し1,300株（引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し300
株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年9月30
日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新
株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成16年9月30日に決定された引受価額（552,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の
引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当
該引受価額と異なる価額（発行価格600,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込
期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。
当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の「上場前の公募又は売出し等に関す
る規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の
申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を
把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

5 . 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売
出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下総称し
て「本募集並びに本売出し」という。）にあたっては、需要状況を勘案した結果、本募集並びに本売出し
とは別に300株について、UFJつばさ証券株式会社が当社株主である株式会社図研より借入れる当社普
通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を追加的に行います。

（注）5 . の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1 . .」を「600,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1 . .」を「552,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）3 . .」を「1株につき600,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては、仮条件（500,000円～600,000円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
その結果、以下の点が特徴としてみられました。
申告された総需要株式数は、公開株式数の上限2,800株（募集株式数1,500株、引受人の買取引受による売出株式数1,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限300株）を十分上回る状況であったこと
申告された需要件数が多数にわたっていたこと
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと
従いまして、公募増資等の価格は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、600,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は、552,000円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（600,000円）と平成16年9月18日に公告した商法上の発行価額（425,000円）及び平成16年9月30日に決定した引受価額（552,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金は、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき552,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
8. 新株式に対する配当起算日は、平成16年7月1日といたします。
（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成16年10月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき552,000円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき48,000円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成16年9月30日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。
2. UFJつばさ証券株式会社は、同社引受株式数の一部について、カブドットコム証券株式会社に販売を委託いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、50株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「759,000,000」を「828,000,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「729,000,000」を「798,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額798,000千円につきましては、運転資金に300,000千円、残額をその他事業拡大にかかる資金に充当する予定であります。事業拡大にかかる資金の内容につきましては、データベース、ウェブサイト、販売業務支援システムの拡充に伴う資金、周辺事業を展開する企業に対するM & Aに伴う資金等を検討しておりますが、具体化はしていません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成16年9月30日に決定された引受価額(552,000円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格600,000円）で売出し（以下「本売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「550,000,000」を「600,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「550,000,000」を「600,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 本募集並びに本売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、本募集並びに本売出しとは別に300株についてUFJつばさ証券株式会社が当社株主である株式会社図研より借入れる当社普通株式のオーバーロットメントによる売出しを行います。

(注) 3. 4. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「600,000」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「552,000」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき600,000」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注)3.」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 UFJつばさ証券株式会社 1,000株
引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき48,000円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成16年9月30日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「165,000,000」を「180,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「165,000,000」を「180,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに本売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、UFJつばさ証券株式会社が行う売出しであります。

(注) 5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「600,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき600,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 売出価格及び申込証拠金については、本売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成16年9月30日において決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、UFJつばさ証券株式会社が当社株主である株式会社図研より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成16年9月6日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成16年11月8日とする当社普通株式300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、平成16年10月13日から平成16年11月2日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出株式数を上限とし、当社株主である株式会社図研から借入れる株式の返却を目的として、取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という）を行う場合があります。

UFJつばさ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、返却に充当し、当該株式数について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。